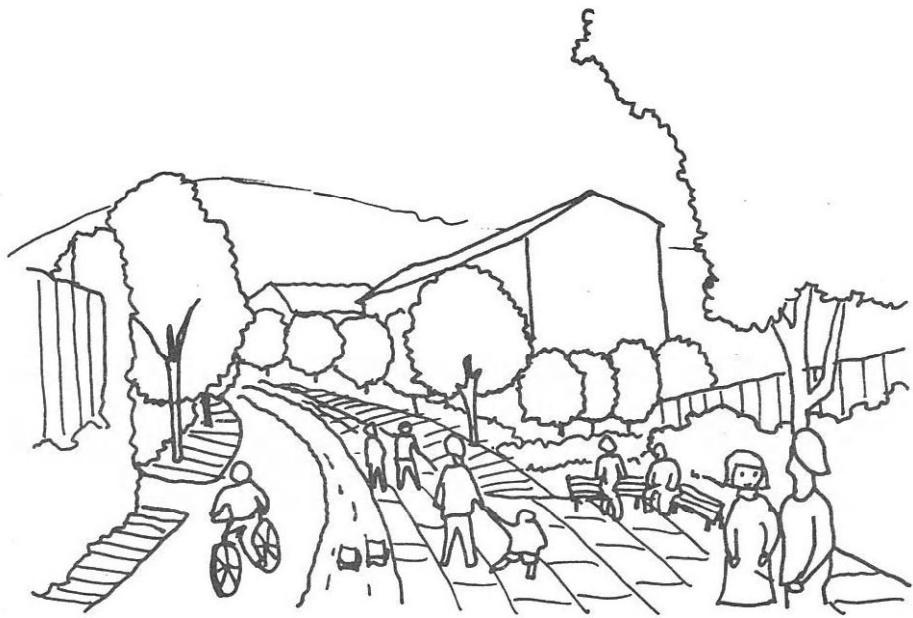


## V. 重点計画



## 1. 緑地保全重点計画

緑地保全重点計画には、日野市の「みどりの顔」となり、永続的に保全が望まれる地区として、良好な樹林地や農地、湧水等が残されている「百草地区」を設定します。

また、この重点計画の他に、「緑・水・農地の骨格軸」や「緑・農の拠点」緑の骨格軸や緑の拠点となっている箇所については、順次、保全のための実現化施策を作成し、保全を図っていきます。

### 1) 百草地区のみどりの概況

- ①まとまった緑地は、丘陵地の緑のつながりと急傾斜地の安定性を確保する上で重要です。
- ②まとまった緑地は、湧水の重要な涵養源となっています。
- ③緑地は住宅地と近接している部分もみられ、「人と自然の共生」という観点から、今後、居住地と里山の共生などをテーマとした自然環境学習の場としての活用の可能性、新たな「農用林」としての活用の可能性をもつといえます。
- ④起伏に富んだ谷戸地形の中には、農地や樹林地、屋敷林などの田園景観がみられ、市のシンボルの一つとして位置づけられます。
- ⑤この地区は百草園を中心としたレクリエーション機能を有し、周辺の緑地と一体となった自然系レクリエーション地として機能することが期待できます。

#### ●緑地保全重点地区の位置



●百草地区



## 2) みどりの保全の方向

百草地区については地形特性等を勘案して4つのゾーンに区分し、以下のような保全の手法等により保全を進めます。

### ●百草地区緑地保全計画のゾーン毎の計画内容

ゾーン		百草緑地保全重点計画の内容
Aゾーン	①百草公園とその周辺緑地	・百草公園については、緑の歴史・文化地区保全整備事業 <sup>※1</sup> を活用し、地域ルネッサンス公園 <sup>※2</sup> として整備します。
	②ゾーン西側の緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当面は…</li> <li>・緑地・水辺所有企業への理解と協力を求めます。</li> <li>・市による使用賃借を進めます。</li> <li>●将来的には…</li> <li>・緑の歴史・文化地区保全整備事業を活用し、緑地保全地区の指定を行います。</li> <li>・東京都と協力し、地域制緑地の指定を進めます。</li> </ul>
Bゾーン	③斜面に拡がる緑地	・緑の歴史・文化地区保全整備事業を活用し、緑地保全地区の指定を行います。
	④道路沿いの住宅地の緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の歴史・文化地区保全整備事業を活用し、緑地保全地区の指定を行います。</li> <li>・緑地協定の締結（生け垣・花壇の設置等）を促進します。</li> </ul>
Cゾーン	⑤湧水の涵養源となる緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当面は…</li> <li>・緑地・水辺所有企業への理解と協力を求めます。</li> <li>・市による使用賃借を進めます。</li> <li>●将来的には…</li> <li>・緑の歴史・文化地区保全整備事業を活用し、緑地保全地区の指定を行います。</li> <li>・東京都と協力し、地域制緑地の指定を進めます。</li> </ul>
	⑥谷戸地形の骨格をなす緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画制度による地区施設に指定された緑地については寄付を前提に話し合いを進めます。</li> </ul>
Dゾーン	⑦畑などの農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区については農業者への支援体制の継続・充実を図ります。</li> <li>・市民農園のとして活用を推進します。</li> </ul>

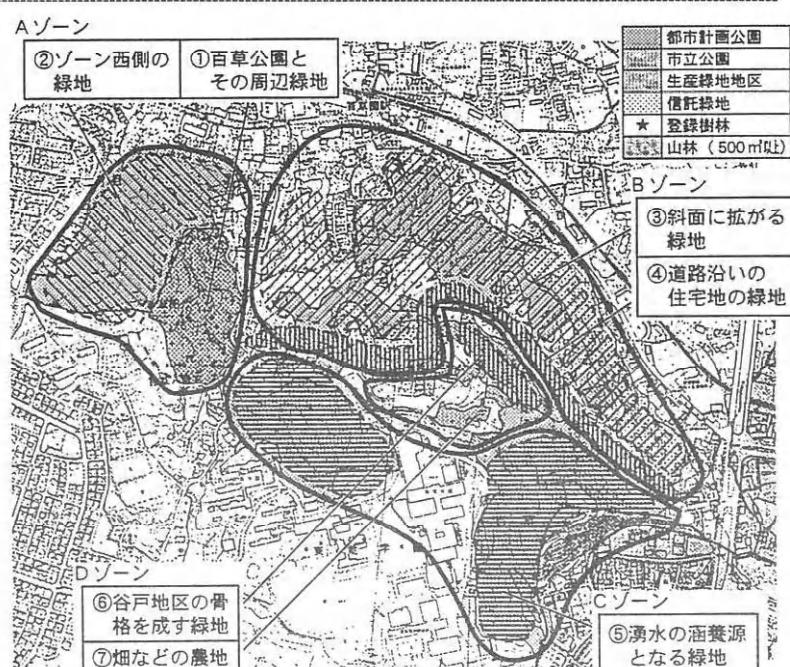
#### ※1 緑の歴史・文化地区保全整備事業

継承が図られるべき歴史的・文化的風土等を保全・活用するため、史跡等の文化財と一体となった公園等を整備する事業です。

#### ※2 地域ルネッサンス公園

緑の歴史・文化地区保全整備事業により、整備される公園です。

### ●百草地区緑地保全重点計画

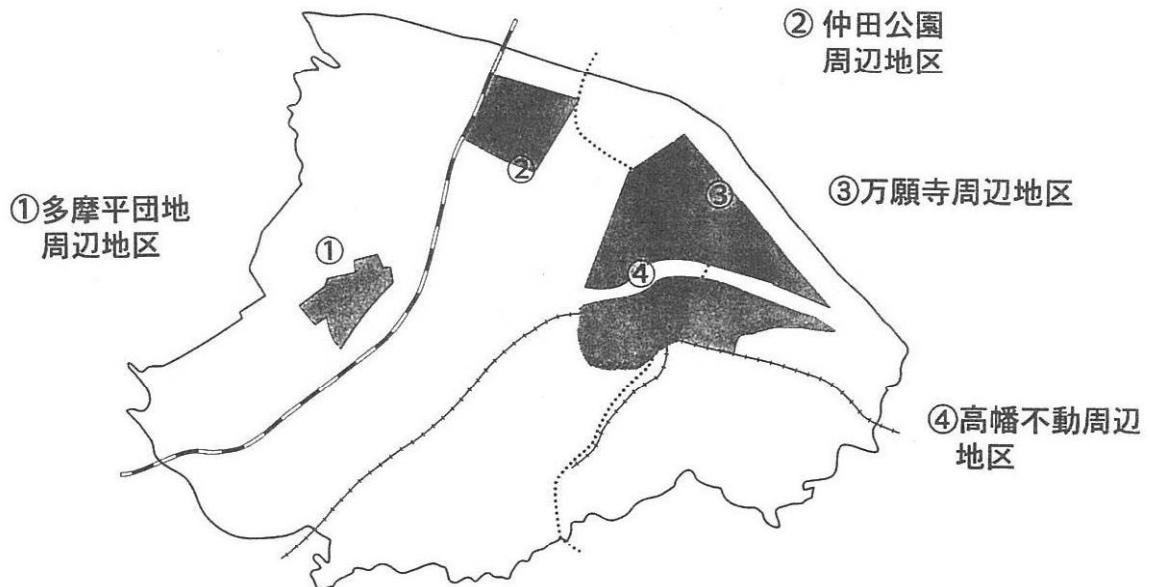


## 2. みどりのまちづくり重点計画

みどりのまちづくり重点地区は、主に市街地内において緑化重点地区総合整備事業の導入等により、公園整備や公共施設の緑化を優先的に図るべき地区として、①多摩平団地周辺地区、②仲田公園周辺地区、③万願寺周辺地区、④高幡不動周辺地区の4地区を設定します。

また、この重点地区の他に、「緑・水・農地の骨格軸」や「緑・農の拠点」となっている箇所についても、緑地保全の実現化施策と同様に、順次、緑化のための実現化施策を作成し、公園の整備を図っていきます。

### ●みどりのまちづくり重点地区



### 1) 多摩平団地周辺地区

#### (1) みどりの概況

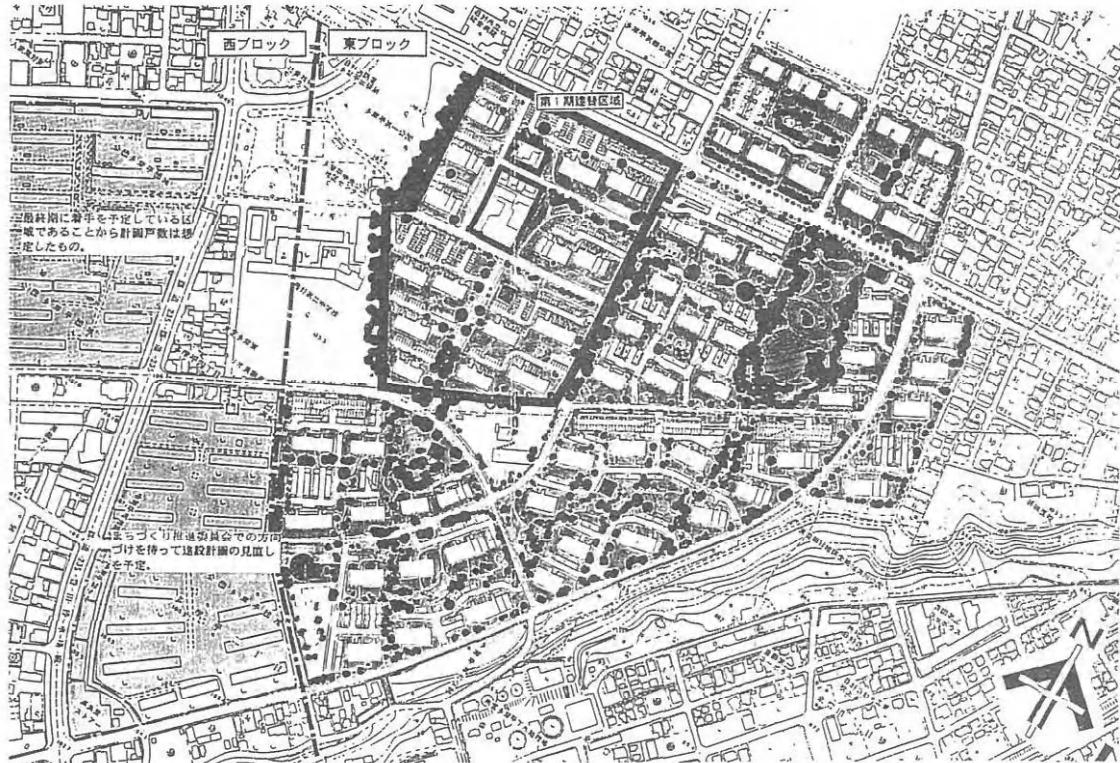
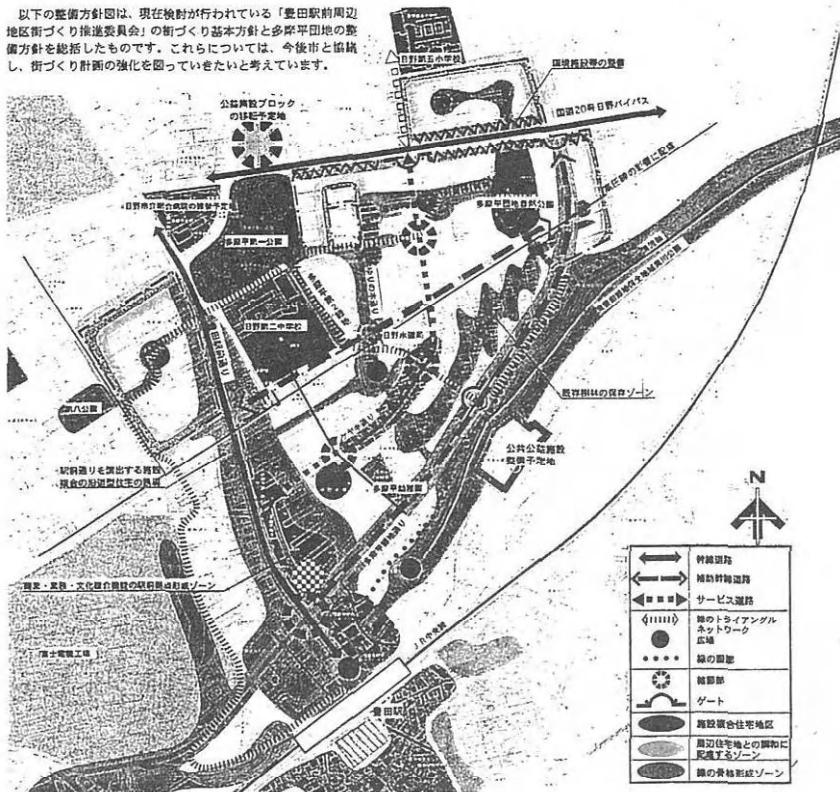
- ①昭和30年代に建てられた多摩平団地の建替え事業が行われています。
- ②多摩平団地は、昭和30年代に建てられた都市基盤整備公団の住宅であるため、緑が豊かに育ち、住棟間隔も広く、緑の中に住宅が存在するようなまちです。
- ③周辺には、多摩平団地自然公園を中心として、多摩平第一公園、多摩平第1・第2緑地、黒川清流公園などの自然性が高く、レクリエーション機能が備わった公園緑地が立地しています。
- ④また、豊田駅、日野第五・第六小学校、日野第二中学校、日野市立総合病院など多くの公共公益施設が立地しています。

#### (2) みどりの整備の方向

- ①豊かなみどりに着目し「緑の風景に育まれるまち」をテーマとし、人と緑の交流のあるまちづくりを行っていきます。
- ②まちの骨格となる道路や既存の公園（多摩平第一公園、多摩平第七公園など）を再整備し、さらに既存の樹木を活かした広い広場や歩行者空間を整備するなど、周辺の公園や緑地と連続する水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ③水と緑のネットワークを十分に機能させるため、公共公益施設の緑化を推進します。

## ●多摩平団地建替事業計画（案）

以下の整備方針図は、現在検討が行われている「豊田駅前周辺地区開拓づくり推進委員会」の街づくり基本方針と多摩平団地の整備方針を統合したもので、これらについては、今後市と協議し、街づくり計画の強化を図っていきたいと考えています。



「多摩平団地建替事業計画概要（案）」より

## 2) 仲田公園周辺地区

### (1) みどりの概況

- ①仲田公園（一部、市民の森スポーツ公園として供用中）を中心として北に多摩川、南に日野用水、周辺には農地が広がり、日野緑地や矢の山公園なども整備されており、水と緑に恵まれている地区を含んでいます。
- ②しかしながら、地区の西部には、緑被率が低く、住宅が比較的密集している日野本町四丁目地区などを含んでおり、密集市街地整備促進事業\*による建替えと併せたオープンスペースの確保や緑化の推進が求められます。
- ④周辺には、日野駅、日野第一小学校、日野第一中学校、中央福祉センター、中央公民館、生活・保健センター、女性センター、ひの児童館など多くの公共施設が立地しています。

### (2) みどりの整備の方向

- ①仲田公園を中心として、北側の多摩川と、南側の日野用水を結ぶことにより、地区的骨格軸とし、周辺の公園緑地（今後整備される公園も含む）、農地、公共公益施設を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ②日野用水については、親水化を図り、緑道としての整備を目指します。
- ③水と緑のネットワークを十分に機能させるため、道路及び公共公益施設の緑化を推進します。
- ④地区の西側の日野駅を中心とした日野本町三・四・五丁目地区については、緑被率が、周辺に比べ低いため、積極的な緑化の推進を図ります。
- ⑤特に日野本町四丁目地区については、密集住宅市街地整備促進事業を活用し、建替えを行なながらオープンスペースを確保していきます。

#### ●仲田公園（市民の森スポーツ公園）



#### ※密集住宅市街地整備促進事業

老朽住宅が密集していたり、狭い道路が多い地区において、住宅の建て替え等により居住環境等の整備を行う事業です。

### 3) 万願寺周辺地区

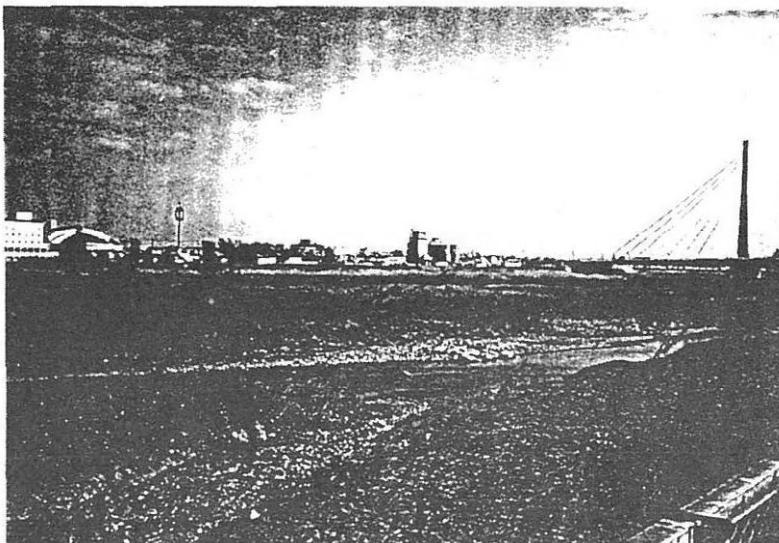
#### (1) みどりの概況

- ①この地区は、計画されている北川原公園や万願寺第1公園を中心として、日野・新井・上田といった3つの用水が流れていることや、根川や多摩川と浅川に挟まれた合流点付近に立地しているため、水に恵まれた地区です。
- ②地区内には、この地区の顔である多摩都市モノレールの万願寺駅が立地し、都立日野高校、日野市クリーンセンター、多摩川右岸流域浅川処理場等、比較的大きい公共公益施設が立地しています。
- ③また、現在施行されている土地区画整理事業により14箇所の公園整備が予定されており、安全で安心な、緑と水の豊かな地区となる可能性を持っています。
- ④北川原公園は、多摩川右岸流域浅川処理場上部を公園として利用する計画となっています。
- ⑤この地区は、多摩都市モノレールの万願寺駅を中心に、豊かな水辺と緑を活かして、水と緑のネットワークの形成を図ることにより、ヒートアイランドの緩和に寄与し、まちの顔を形成することが求められていると言えます。

#### (2) みどりの整備の方向

- ①多摩都市モノレールの万願寺駅を中心に、多摩川・根川と南側の浅川や、日野・新井・上田の3つの用水を地区の骨格軸として、北川原公園と万願寺第1公園を拠点として位置づけ、それらと周辺の公共公益施設を結ぶ水と緑のネットワークの形成することにより、ヒートアイランドの軽減を図ります。
- ②北川原公園の整備に当たっては、運動競技のような動的レクリエーション活動から、鑑賞、歓談のような静的レクリエーション活動まで総合的に利用できるように整備を進めます。具体的には、野球場やテニスコートなどのスポーツ施設やアスレチック遊具などを取り入れた遊技施設、ベンチなどの休憩施設、池や“流れ”などの水を利用した施設を整備することが考えられます。
- ③また、身体に何らかのハンディを持つ人も含め、幼児から高齢者までのあらゆる層に対応できるものとします。
- ④水と緑のネットワークを十分に機能させるため、土地区画整理事業とあわせて身近な公園を整備することや、道路及び公共公益施設の緑化を推進することにより、万願寺駅を中心に、駅前と住環境、緑と水の調和した新しいまちの顔をつくっていきます。

#### ●ワンド付近の風景



## 4) 高幡不動周辺地区

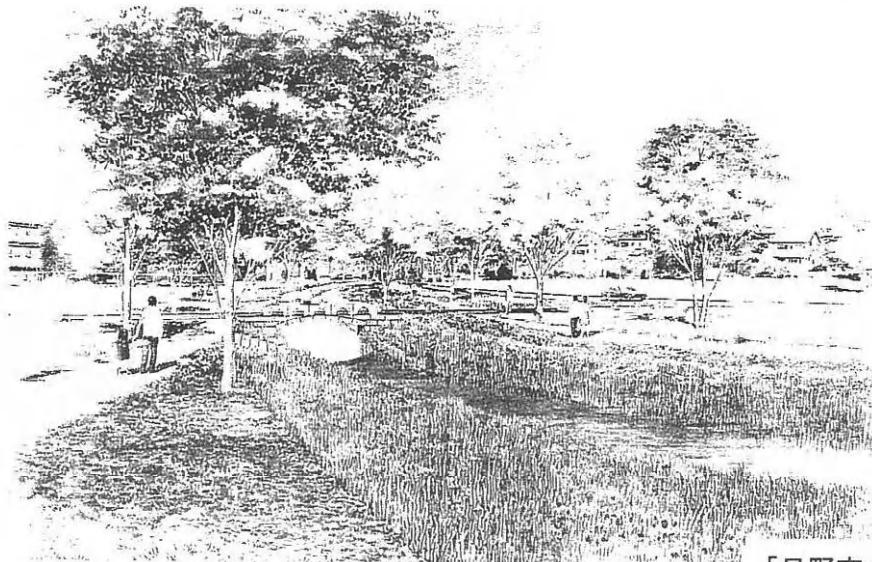
### (1) みどりの概況

- ①高幡不動駅を中心として、北側に浅川・向島用水・高幡用水、南側には程久保川、西側には、市のシンボルである高幡不動尊と高幡山が、東にはドント焼きが行われている新井地区的農地が広がっており、日野市の歴史・文化、水と緑に恵まれた地区です。
- ②地区内には、高幡不動駅、高幡不動尊、日野保健所、高幡図書館、潤徳小学校、特別養護老人ホーム浅川苑、都営日野新井アパートなどの公共公益施設が数多く立地しています。そのため、バリアフリーな環境整備に重点を置くことも必要です。
- ③この地区は、高幡不動駅や高幡不動・高幡山を中心に、豊かな水辺と緑を活かして、水と緑のネットワークの形成を図り、ヒートアイランドの緩和に寄与し、まちの顔を形成することが求められています。

### (2) みどりの整備の方向

- ①日野市の歴史・文化、水と緑が調和し、また、小学校の環境学習と、福祉のまちづくりを中心としたモデル地区として位置づけます。
- ②市の3大拠点（日野・豊田・高幡不動駅）の一つである高幡不動駅を中心として、高幡不動と高幡山、東側一帯に広がる農地、北側の多摩川・向島用水・高幡用水と、周辺の公共公益施設を結び、水と緑のネットワークの形成を図り、ヒートアイランドの軽減を図ります。
- ③向島用水・高幡用水については、親水化を図り、緑道としての整備を目指します。
- ④学校教育への農地の活用を考慮し、周辺の農地を環境学習の場として活用していきます。
- ⑤小学校等の児童や特別養護老人ホームの高齢者の利用を考慮し、バリアフリーなまちづくりを行っていきます。
- ⑥水と緑のネットワークを十分に機能させるため、道路及び公共公益施設の緑化や、市の3大拠点の一つとして、多摩丘陵の自然を感じられ、高幡不動の参道への玄関口となるような緑豊かな駅前広場を整備するなど、まちの顔をつくっていきます。

#### ●向島用水の整備イメージ図



「日野市水辺環境整備計画」より

### 3. 緑化推進計画

緑化推進地区は、市街地内のみどりの連続性の確保、都市景観の向上等を目的に、主に民間の大規模住宅地や工場を対象に設定します。

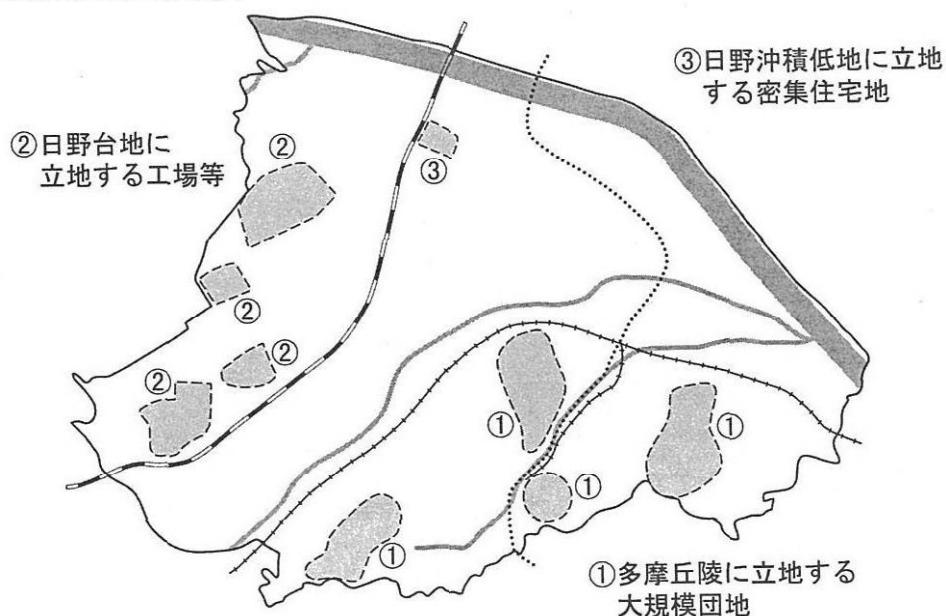
#### 1) みどりの創造の方向

民間の大規模住宅地や工場などの緑化目標については、現況をふまえ以下のように設定します。

##### ●緑化推進地区的緑化方針と緑化目標水準

地区	緑化方針	緑化目標水準	
		緑化面積率	接道緑化率
多摩丘陵に立地する大規模住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩丘陵の樹林地のつながりを創出し、緑の稜線を確保するため、緑化を推進します。</li> <li>また、視覚的に緑の稜線を確保することも目的の一つであるため、立体的な緑化を推進します。（壁面緑化・ベランダ緑化等）</li> </ul>	30%以上 大規模住宅団地が多く立地していることから、通常の緑化面積を上回る水準を設定。	60%以上
日野台地に立地する工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>日野台地の緑化推進地区には大規模工場が多く立地しているため、平面的な緑化だけではなく、壁面緑化や屋上緑化等の立体的な緑化についても積極的に推進します。</li> <li>また、旭ヶ丘中央公園の再整備を行い、隣接する工場、大規模住宅とあわせて地域の緑化を図っていきます。</li> </ul>	20%以上	60%以上
日野沖積低地に立地する密集した住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>日野沖積低地の緑化推進地区は、老朽住宅等を密集している地域を含んでいる地域です。そこで、建替えの促進やオープンスペースを創出していくとともに、緑化を推進し、安全な市街地を形成していきます。</li> </ul>	20%以上	60%以上

##### ●緑化推進地区的位置



## 4. その他の緑化重点計画

その他の緑化重点地区については、概ね次のようなイメージで順次計画を策定し、みどりの保全・整備を図っていきます。

### ●他の緑化重点地区の概要（骨格軸）

他の緑化重点地区	地区名	保全・整備のイメージ
緑の骨格軸	日野緑地・日野緑地下 崖線樹林地	周辺市街地からの良好な景観が構成され、生物の移動経路などとなる連続性の高い緑として保全し、あわせて市民が身近に散策することのできる緑としても整備していきます。
水の骨格軸	多摩川・浅川・程久保川	日野市の自然環境や原風景を支えるみどりとして、水辺生態系に配慮しながら保全し、あわせて市民が散策することのできる身近な水辺として整備していきます。
農の骨格軸	浅川左岸に広がる農地一帯	「農のあるまちづくり計画」を推進し、生産緑地の拡充を行っていきます。 また、あわせて段丘崖の樹林地・水路・農地など地域の特性を活かした環境学習にも活用することのできる身近な公園の整備も行っていくと同時に、駒形公園については周辺の自然環境や景観に配慮し、水辺をつなぐ空間の整備を行います。

### ●他の緑化重点地区の概要（拠点）

他の緑化重点地区	地区名	保全・整備のイメージ
緑の拠点	程久保地区一帯・七生公園一帯・平山地区一帯	貴重な動植物の生息・生育の場、あるいは都市景観を構成する上でのランドマークとして、生態系に配慮した緑の空間として保全します。また、環境学習等に活用することのできる公園として、南平丘陵公園や平山緑地などの整備を行っていきます。
農の拠点	倉沢地区一帯・西平山地区・川辺堀之内地区・東光寺地区	日野市の特徴である田園景観が形成されているとともに、市の産業と市民生活を支える食糧生産地として「農のあるまちづくり計画」を推進し、生産緑地の拡充を行っていきます。 また、あわせて谷戸の地形や、崖線樹林地・水路・農地など地域の特性を活かした環境学習にも活用することのできる身近な公園の整備を行っていきます。

## 5. 育成計画重点プロジェクト

緑と水の保全・整備・創造・育成計画を推進するために、重点的に進めるべきプロジェクトについて、次に示します。

### 1) 市民参画による公園づくり推進プロジェクト

みどりの大切さや、身近な自然のすばらしさを多くの市民に認識してもらうために、実際に公園づくりを市民参画で行っていきます。

まずははじめに、市民のもっとも身近な遊び場でもあり、防災上も一時的な避難場所として重要である街区公園づくりから始めていきます。

具体的には、オープンスペースの少ない地域である日野台一丁目や、これから新規に公園がつくられる土地区画整理事業区域内（高幡・万願寺地区）の公園で進めていきます。

### 2) ボランティア育成プロジェクト

樹林地や農地の地権者に対する支援を行うために、その管理や、作業を手伝うことのできる専門的なボランティアの育成を行っていきます。

そのため、必要な知識や技術を身につけることを目的に、専門家を招いた勉強会や、講習会を開催していきます。

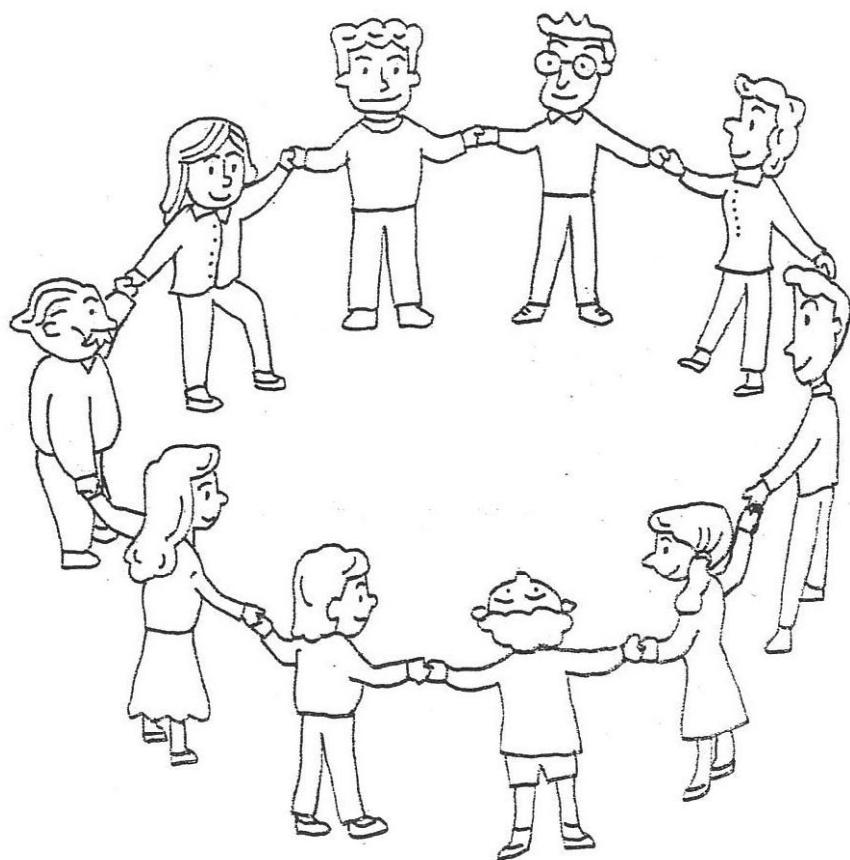
### 3) ボランティア等ネットワーク化プロジェクト

市内には、数多くの市民団体やボランティアがみどりの保全や緑化に関する活動を行っています。しかしながら、この市民団体やボランティアは、あまり周知されておらず、活躍できない状況となっています。

そのため、ボランティアや市民団体が円滑に活動でき、ネットワーク化する組織の設立を検討していきます。

この具体化については、環境共生部が主体となって進めています。

## **VI. 実現に向けて**



## 1. みどりづくりに向けた役割

みどりの保全・整備・創造・育成計画を推進するためには、市民の参画が必要不可欠です。そのため、市民・市民団体・企業・行政の役割の明確化、さらに、みどりの基本計画づくりの中心となった「みどりと水の市民塾」一人ひとりの行動目標を示します。

	みどりの保全	みどりの整備	みどりの創造	みどりの育成
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活者の活動を通して、みどりの保全に寄与します。</li> <li>市民団体・企業、「みどりと水の市民塾」や行政と連携を図ります。</li> <li>市内の農産物を購入し、農業活性化に貢献します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園・水辺の整備及び再整備の際に参画します。</li> <li>みどりを積極的に利用し、市内の自然の大切さを理解します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック塀の生け垣化や宅地内緑化を行います。</li> <li>まちづくりルール（地区計画・緑地協定等）づくりを進めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの保全に寄与するために、維持・管理等に参画します。</li> <li>公園の清掃など、身のまわりのみどりの維持・管理等に取り組みます。</li> <li>市民団体・企業、「みどりと水の市民塾」・行政とみどりに関する情報交換を行います。</li> </ul>
市民団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの経験を活かし、積極的にみどりの保全に対する市民活動を行います。</li> <li>行政や企業、市民、「みどりと水の市民塾」と積極的な連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりに関する市民団体は、生態系に配慮した公園・水辺を整備するため、各地域で行われる公園・水辺づくりには、積極的に参画します。</li> <li>体の不自由な人の公園・水辺づくりへの参画を推進するため、福祉に関する市民団体等も、積極的に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体は、みどりのまちづくりに関する模範となり、積極的に住宅地内の緑化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民にみどりの大切さを理解してもらうため、積極的に普及・啓発に努めます。</li> <li>みどりに関する調査などをを行う際には、積極的に協力します。</li> <li>(仮称) みどりと水の市民会議を設立し、企業・行政・近隣市との連携を図ります。</li> </ul>
企業の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業活動を通して、みどりの保全に寄与します。</li> <li>可能な限り樹林地等のみどりの寄付などを行い、みどりの保全に積極的に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民へ企業敷地内のオープンスペースの開放に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の意向を反映した企業の敷地内や接道部の緑化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体の育成のために、ファンダ等を積極的に導入します。</li> <li>みどりに関するシンポジウムなどには、積極的に参画します。</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの基本計画を実現するために、市内に存在するみどりを積極的に確保していきます。</li> <li>生態系にやさしい水辺を創出するために、積極的に水質の向上に努めます。</li> <li>緑地保全に関する制度の充実に向け、関係機関へ働きかけていきます。</li> <li>農地の存続のために、生産緑地の拡充と魅力ある農業経営の確立・支援を行います。</li> <li>みどりの保全に関する既存の条例を強化し、みどり豊かなまちづくりを目指します。</li> <li>市民や市民団体・企業、「みどりと水の市民塾」と積極的な連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズや高齢社会に対応した公園や水辺の整備を推進します。</li> <li>生態系や防災に配慮し、誰もが利用できる公園や水辺を整備します。</li> <li>環境学習に活用できる施設の整備を推進します。</li> <li>歩くことが楽しくなるような散策コースの整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設などの緑化を推進します。</li> <li>緑化に関する法制度や各種補助制度などにより、民間施設の緑化を支援します。</li> <li>公園・水・緑をつなぐ道路などの緑化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民にみどりの大切さを理解してもらうため、普及・啓発活動を推進します。</li> <li>市民団体やボランティアをネットワーク化する組織を設立します。</li> <li>技術力の高いボランティア育成のための勉強会や講習会を開催します。</li> <li>自然環境と共生するまちづくりを実現するためには、緑のリサイクルシステムを確立します。</li> </ul>

## 2. 「みどりと水の市民塾」一人ひとりの行動目標

「みどりと水の市民塾」は、みどりの基本計画を策定するための有志の集まりであるため、計画策定をもってその役割を終えます。

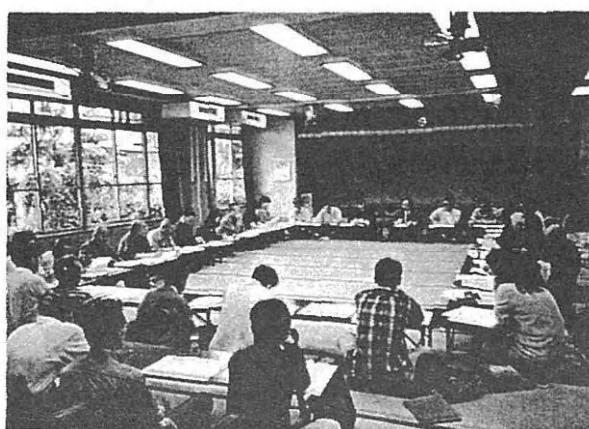
しかし「みどりと水の市民塾生」は、みどりの基本計画を中心となって作り上げてきた主体であり、市民塾生の中から、「今後の市民塾生のあり方」について、数多くの提案がなされています。

そこで、その提案を、今後の市民塾生一人ひとりのみどりの基本計画実現に向けた行動目標として位置づけ、自分の生活の中において、行動していくものとします。

### ● 「みどりと水の市民塾生」の行動目標

みどりの保全	<ul style="list-style-type: none"><li>・みどりの保全に関する法制度などの改正に向けて、積極的に行政に働きかけていきます。</li><li>・市民、市民団体、企業、行政と積極的な連携を図ります。</li><li>・地方自治法の改正に向けて、新たな緑地保全のための税制度が創設できるよう市民運動を行います。</li></ul>
みどりの整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・公園や水辺づくりの際には、地域のみどりづくりの提案者となって積極的に参画します。</li></ul>
みどりの創造	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民塾生は、みどりのまちづくりに関する模範となり、積極的に住宅地内の緑化を図ります。</li><li>・自治会等と連動し、地域のみどりづくりの提案者となります。</li></ul>
みどりの育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民塾生が主体となって、勉強会や交流会などを行い、情報交換を行いながら、みどりの基本計画を一人ひとりの生活の中で推進していきます。</li><li>・地域のアンテナ的な存在となり、みどりに関する情報提供・収集を行い、市民・市民団体・企業・行政と連携を図ります。</li></ul>

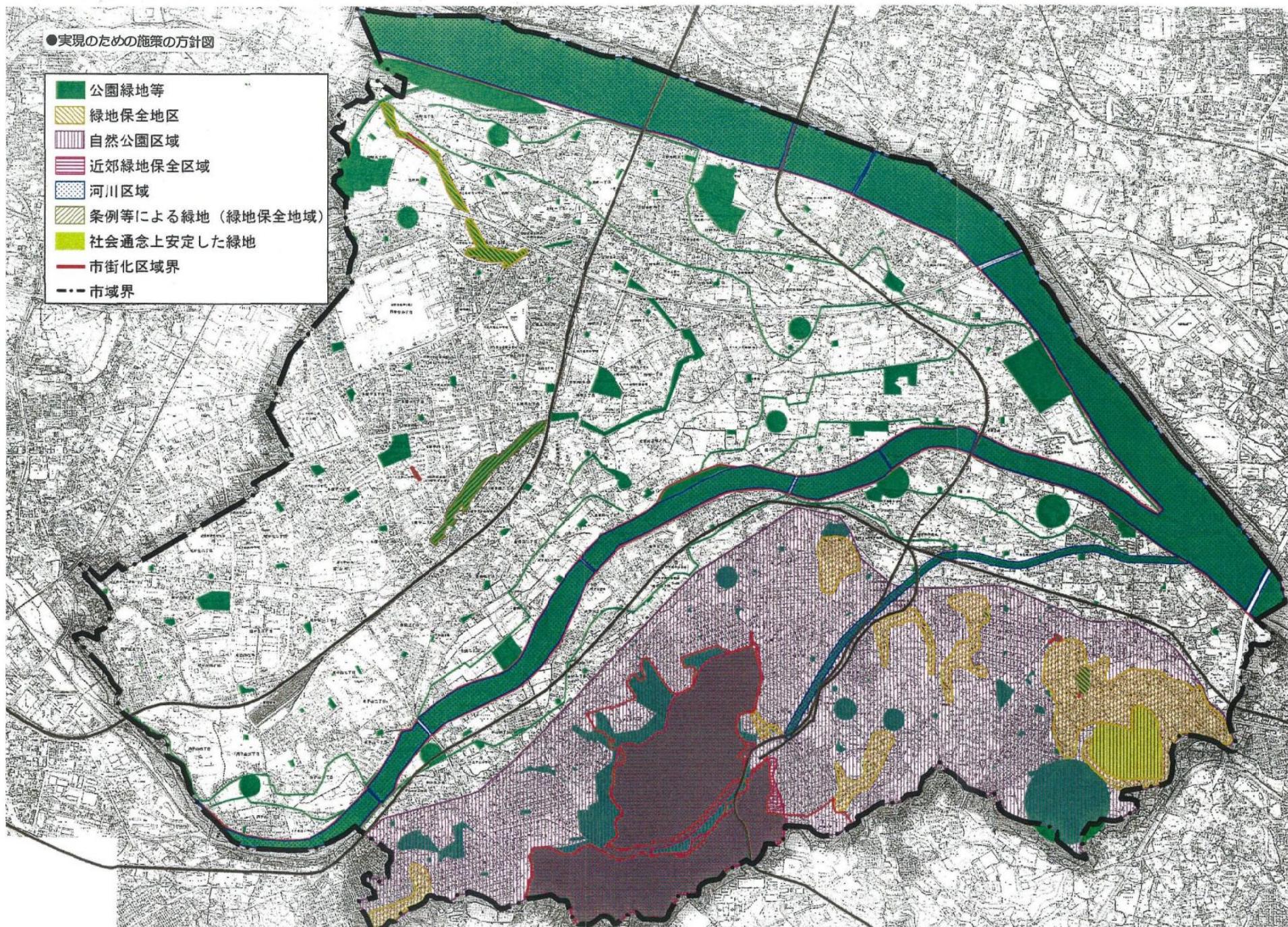
### ● 「みどりと水の市民塾」の活動風景



### 3. 実現のための施策の方針

市民・市民団体・企業・行政がそれぞれの役割を担い、パートナーシップを組み、実現のための施策の方針図の実現化に向けて、行動していきます。

VI. 実現に向けて



## 4. 各施策の庁内連携体制

みどりの基本計画の実現化に向けて、庁内では次のように、各課連携をとりながら、計画を推進していきます。

VI. 実現に向けて

水  
音  
と  
土  
の  
香  
り  
が  
す  
る  
ま  
ち  
を  
保  
全  
す  
る

### 丘陵地・崖線の緑

- ①緑地が持つ4つの機能（環境保全・レクリエーション・防災・景観）を踏まえて、緑を周辺の自然環境と一緒に保全します
- ②広域的な視点により、緑を保全します
- ③丘陵地・崖線での開発の規制と構造物の景観に配慮します

### 河川・用水・湧水

- ①河川・用水・湧水の維持・保全を図ります
- ②健全な水循環確保のために、丘陵地・崖線の緑及び農地の保全を図ります
- ③生態系に配慮した水循環ネットワークを形成します

### 都市農地

- ①多面的な機能を持つオープンスペースとして一体的に保全します
- ②魅力ある農業経営の推進と農業を継承される仕組みをつくります
- ③里山の保全と利用の促進を図ります

農業  
基  
本  
条  
例  
の  
推  
進

### 公共・民間施設の緑

- ①住宅地やまちなみの緑の保全を図ります

### 施 策

- 既存の緑地保全制度の見直しと活用
- 小規模な樹林地でも保全できるような仕組みづくり（借地契約による保全）
- 環境緑化基金の活用や市の崖地買収による樹林地の保全
- 毎年一定の樹林地の買い取り予算の計上する
- 土地の碎付による樹林地の保全
- トラストによる樹林地の保全
- 緑の保全のための東京都及び近隣市との連携強化
- 緑地保全制度等の充実に向け、国や東京都へ要請
- 公共・民間施設を活用した広域的な緑のネットワークの強化
- 日野市景観条例の制定
- 日野市環境基本条例運用による開発指導要綱の充実
- 地区計画・緑地協定・建築協定の締結促進

### 庁内連携体制

- 都市計画課：緑と清流課
- 都市計画課：緑と清流課・資産税課
- 都市計画課：緑と清流課
- 都市計画課：緑と清流課・財政課
- 都市計画課：緑と清流課・資産税課
- 都市計画課：緑と清流課・資産税課
- 都市計画課：緑と清流課・企画調整課
- 都市計画課：緑と清流課・企画調整課
- 緑と清流課・企画調整課・施設管理担当課
- 都市計画課：環境保全課・企画調整課
- 都市計画課：環境保全課
- 都市計画課：緑と清流課

- 都市計画課：緑と清流課・環境保全課
- 緑と清流課：産業振興課
- 緑と清流課：産業振興課
- 緑と清流課：環境保全課・産業振興課
- 都市計画課：区画整理課・緑と清流課
- 防火課・緑と清流課

- 都市計画課：緑と清流課
- 都市計画課：産業振興課・緑と清流課
- 産業振興課：緑と清流課
- 土木課・緑と清流課・管理課・建築指導課

- 緑と清流課
- 緑と清流課
- 緑と清流課

- 都市計画課：区画整理課・産業振興課
- 都市計画課：区画整理課・産業振興課
- 都市計画課：産業振興課
- 産業振興課：都市計画課
- 産業振興課：都市計画課

- 産業振興課
- 産業振興課
- 産業振興課：区画整理課
- 産業振興課
- 産業振興課：学務課・福祉保健部
- 産業振興課
- 産業振興課

- 環境保全課・緑と清流課・リサイクル推進課
- 都市計画課・緑と清流課

- 都市計画課：緑と清流課
- 都市計画課：緑と清流課
- 緑と清流課：生涯学習課
- 緑と清流課

**丘陵地・崖線の緑**

- ①良好な動植物の生育環境を維持できるよう樹林地の質的な向上を図ります
- ②散策コースの整備と活用を図ります
- ③市民の環境学習の場に活用できる施設の整備を図ります

**河川・用水・湧水**

- ①河川・用水・湧水を活用した公園等の整備を図ります
- ②河川・用水・湧水を活用した環境学習の場の整備を図ります
- ③水循環を回復させ、緑と水のネットワークの形成を図ります
- ④河川沿いの道路を歩行空間として整備・活用します
- ⑤公共水域の水質の向上を図ります

**都市農地**

- ①農地の保全・活用により、農業を市民に理解してもらう場をつくります
- ②生産緑地・宅地化農地をみどりの空間として位置づけます
- ③里山の利用を促進します

農業  
基本  
条例  
の  
推進

**公共施設の緑**

- ①市民に利用・活用される公園を整備します
- ②緑と水のネットワークと歩行者ネットワークの形成を図ります
- ③地域と一体となつた日野にふさわしい学校を整備します

**施設**

- 良好な樹林地の保全
- 動植物の保全
- 離木林の保全のための萌芽更新・下草刈りの推進
- 市民参画による散策路の整備
- コミュニケーションバス等の活用による散策路の利用促進
- 案内板の設置
- （仮称）多摩丘陵自然博物館の整備の検討
- 高齢者・障害者・子供が利用しやすい施設の整備

**府内連携体制**

- 都市計画課・緑と清流課
- 緑と清流課・環境保全課
- 緑と清流課・生涯学習課
- 緑と清流課
- 企画調整課
- 緑と清流課
- 生涯学習課
- 生涯学習課・緑と清流課・福祉保健部

- 緑と清流課・産業振興課
- 緑と清流課・土木課・福祉保健部
- 緑と清流課・管理課
- 緑と清流課

- 生涯学習課・緑と清流課・教育庶務課
- 企画調整課・緑と清流課・生涯学習課

- 緑と清流課
- 緑と清流課・都市計画課
- 緑と清流課・都市計画課・環境保全課
- 緑と清流課・環境保全課

- 管理課・緑と清流課・土木課
- 管理課・緑と清流課・土木課
- 土木課・管理課・緑と清流課

- 下水道計画課・下水道普及課
- 下水道普及課・環境保全課

- 産業振興課・緑と清流課・区画整理課
- 産業振興課・緑と清流課・環境保全課
- 産業振興課・緑と清流課・リサイクル推進課

- 用水・湧水を一體的に取り込んだ農業公園・市民農園・観光農園・高齢者農園の整備
- 休耕田等を活用した在来植物のストックヤードの整備
- 剪定枝等のチップ化の推進と、チップ・落ち葉を活用した堆肥センターの整備

- 事業の実現性を踏まえ、既定計画の見直しを図った公園の適正配置
- 自然・地域特性を活かした公園の整備
- 在来植物のストックヤードの整備
- 福祉に配慮した公園の整備
- 防災に配慮した公園の整備
- 市民参画による公園の新規整備とリニューアル

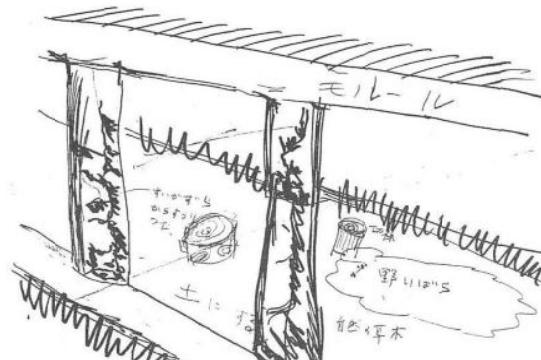
- 公園・水・緑をつなぐ道路への街路樹の整備
- 公共交通を利用した公園・水・緑へのアクセス向上の推進
- 水循環再生システムの導入やバリアフリー化による自然や人にやさしい歩道整備
- 電線類地中化の促進

- 環境学習の目的に合わせた学校の改良
- 学校ビオトープの整備（トンボ池の整備や離木林の復元など）
- 学校施設内に農地の確保、または付属農場の拡充

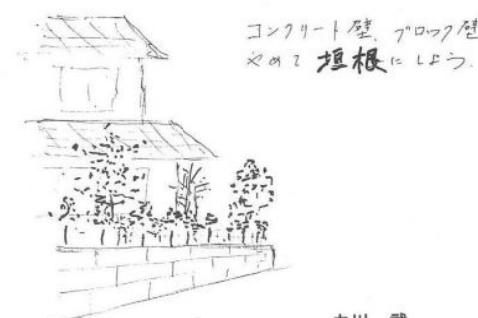
- 都市計画課・緑と清流課・区画整理課
- 緑と清流課・都市計画課
- 緑と清流課・環境保全課
- 緑と清流課・福祉保健部
- 緑と清流課・防災課
- 緑と清流課

- 緑と清流課・土木課・管理課
- 企画調整課
- 都市計画課・土木課・管理課・緑と清流課・福祉保健部
- 土木課・管理課・都市計画課・区画整理課

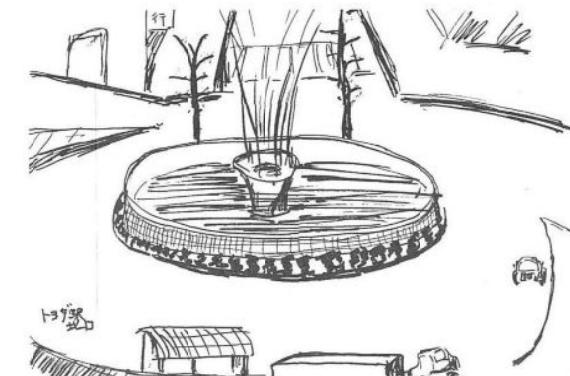
- 生涯学習課・教育庶務課・緑と清流課
- 生涯学習課・教育庶務課・緑と清流課
- 生涯学習課・教育庶務課・産業振興課

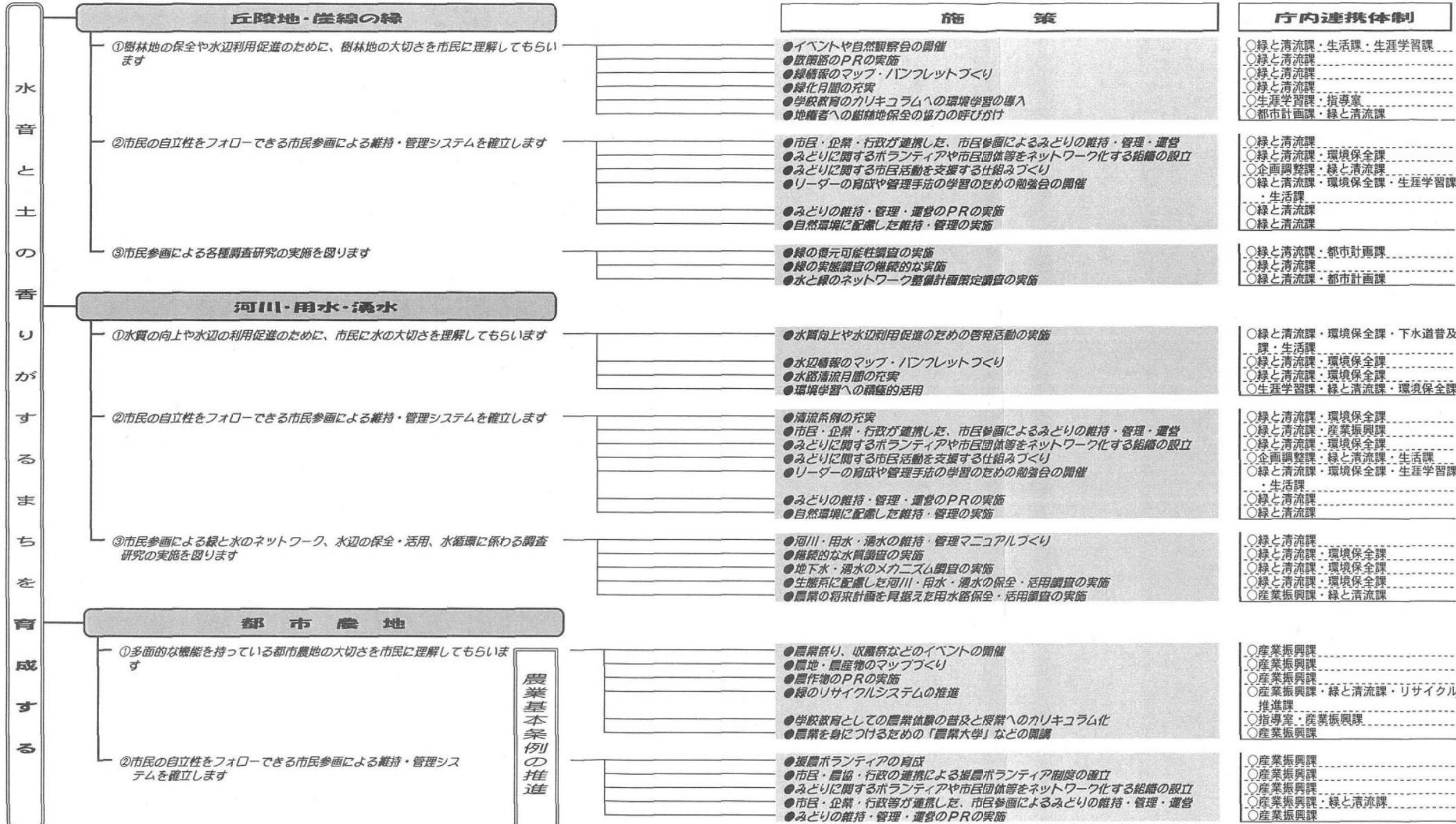


清水 真弓



内川 武





## 公共施設の緑

- ①学校を多目的施設として活用します
- ②市民の自立性をフォローできる市民参画による維持・管理・運営システムを確立します
- ③利用・活用される公園づくりのために、市民参画による調査の実施を図ります

## 施 策

- 学校の校庭開放や空き教室の活用
- 学校のみどりを活用した環境学習の実践

- 市民・企業・行政が連携した、市民参画によるみどりの維持・管理・運営
- みどりに関するボランティアや市民団体等をネットワーク化する組織の設立
- みどりに関する市民活動を支援する仕組みづくり
- リーダーの育成や技術力向上に向けた管理手法学習のための勉強会の開催
- ボランティアによる公園ガイドの配置
- 企業のファン等の支援事業の活用
- みどりの維持・管理・運営のPRの実施
- 広報等を活用した公園のPR

## ●公園利用実態調査の実施

## 府内連携体制

- 教育委員会
- 教育委員会・緑と清流課・環境保全課
- 緑と清流課
- 緑と清流課
- 緑と清流課
- 緑と清流課・環境保全課・生涯学習課
- 緑と清流課

## 民間施設の緑

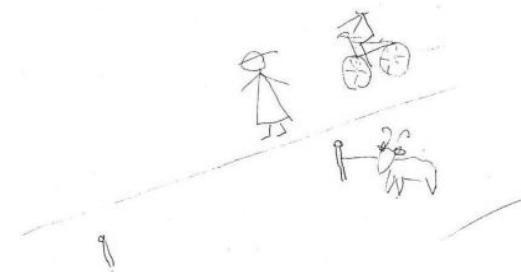
- ①緑化を普及させる仕組みをつくります
- ②工場等の民間企業の緑地の開放を要請していきます
- ③みどりの歴史的・文化的意義を市民に理解してもらいます

- 専門家による緑化相談や市民の園芸知識向上のための勉強会の開催
- 木や草花の愛好者の集いの開催
- グリーンハブシステムの検討
- 落ち葉や剪定枝のリサイクルシステムづくり

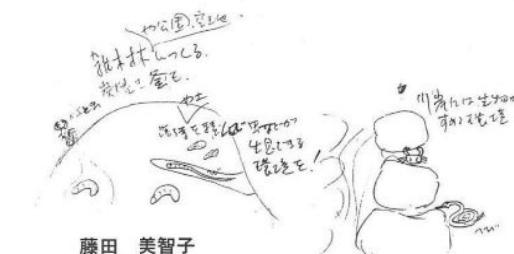
- 工場・企業敷地内緑地の地域住民への開放の啓蒙
- 工場・企業の緑化に関して、市民の声が反映できる仕組みづくり

- 歴史資源や文化資源としてのPR
- 市民参画による維持・管理の推進

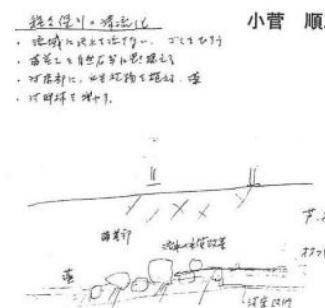
- 生涯学習課・緑と清流課
- 生涯学習課・緑と清流課
- 緑と清流課
- 緑と清流課・環境保全課・リサイクル推進課
- 緑と清流課・環境保全課
- 緑と清流課・環境保全課
- 生涯学習課・緑と清流課
- 生涯学習課・緑と清流課



津田 瑞璃子 堤防の野草はヤギを使つて手入れ



藤田 美智子



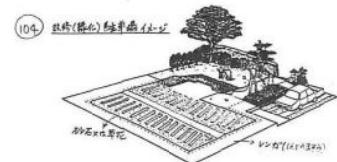
松村 良



堤防は、砂利を洗う野草でろ砂が直へうよう。



津田 瑞璃子



青島 一昭



## 1. みどりの基本計画の策定体制

### 1) みどりの基本計画策定委員会

「みどりの基本計画」の策定にあたっては、「みどりと水の市民塾」で検討された計画の骨子や提案などに対して学識経験者や関係団体、「みどりと水の市民塾」の代表、庁内関係部長などで構成される「みどりの基本計画策定委員会」を組織し、4回にわたる検討を重ねてきました。

#### ●みどりの基本計画策定検討委員会 構成メンバー

役職	委員名	所属
委員長	廣井 敏男	東京経済大学教授
委員	根岸 茂	(財)日本緑化センター 緑化計画部 主任研究員
	椎名 豊勝	東京都 地域計画部 公園緑地計画課長
	馬場 吉之	東京南農業協同組合本店 資産管理課長
	小川 はるみ	日野自動車工業(株) 総務部 次長
	佐伯 義則	日野市農業委員会 農業委員
	佐々木 康	日野市商工会 (有)綾苑 代表取締役
	松村 良	みどりと水の市民塾 代表
	金剛寺 和子	みどりと水の市民塾 代表
	内川 武	環境基本計画市民ワーキングチーム 代表
	横島 英紀	日野市 企画部長
	宮本 寿	日野市 市民生活部長
	清水 啓治	日野市 建設部長
	松橋 瑛子	日野市 生涯学習部長
	笛木 延吉	日野市 環境共生部長
	堀之内 和信	日野市 まちづくり推進部長
事務局	日野市 まちづくり推進部都市計画課・環境共生部緑と清流課	

### 2) 「みどりと水の市民塾」

これからまちづくりを進めていくためには、市民の十分な協力と理解が求められます。そして、将来のみどりのあるべき姿やその実現化に向けた方策を示す「みどりの基本計画」の策定についても同様に、市民の様々なアイデアや意見を計画内容に盛り込むことが必要です。

そのため、公募により「みどりと水の市民塾」を組織し、みどりの現状把握から計画内容の検討までの計画作成に関する作業を市民塾が中心となり、行ってきました。

また、みどりの基本計画策定に当たっては、武蔵野市役所の職員の方や、樹林地や農地の地権者の方々にアドバイザーとしてご協力をいただきました。

#### ●「みどりと水の市民塾」構成メンバーと協力者の方々

(順不同・敬称略)

みどりと水の市民塾構成メンバー				アドバイザー
青島 一昭	児玉 義孝	牧 由紀子		●樹林地の地権者
阿部 好治	金剛寺 和子	松村 良		青木 寛司
安西 清	鷺見 恵美子	真野 光久		大木 国郎
飯田 一彦	関口 洋一	横田 光子		
池内 弘明	莊司 耕一	吉田 奎子		●農地の地権者
石坂 信子	高田 正治	佐藤 のり子		伊藤 義男
大木 達雄	津田 瑞穂子	長倉 健一		岸野 国男
岡 隆雄	中尾 ひろえ	星野 和郎		
落合 沙枝子	根津 富男	岡本 多賀子		●武蔵野市役所
片岡 容子	花輪 好子	内川 武		北原 浩平
金子 光代	原島 福司	山本 由美子		
鎌田 邦夫	久田 勇			関係課職員
小菅 順二	藤田 美智子			

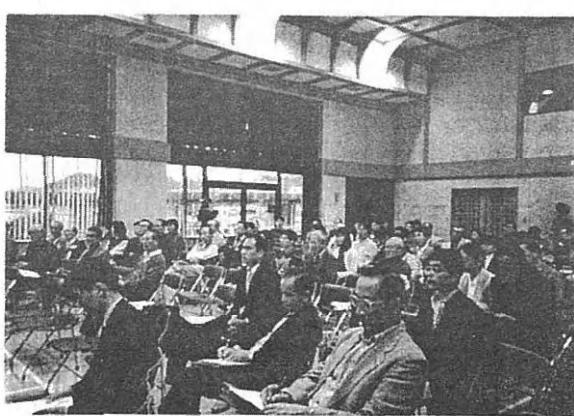
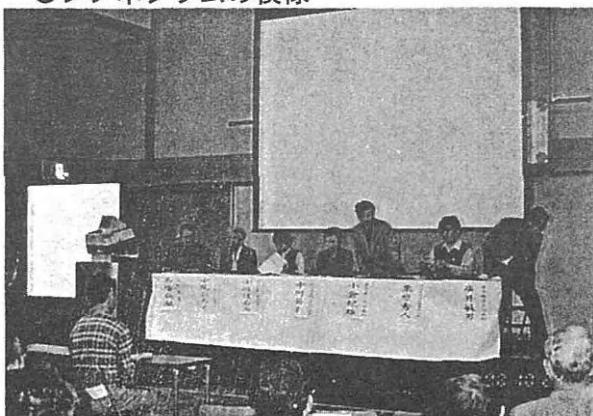
## 2. みどりの基本計画づくりに向けた活動

### 1) シンポジウムの開催

市制35周年記念行事として、平成10年(1998年)10月に「みどりと水の郷づくりにむけて」をテーマとしたシンポジウムを開催しました。

このシンポジウムでは、「みどりと水の市民塾」のこれまでの活動報告や、「みどりの基本計画策定委員会」の委員長である廣井敏男先生がコーディネーターとなり、浅川流域連絡会代表の小倉紀雄先生、建設省京浜工事事務所長の栗原英人氏、日野市環境緑化協会副理事長の中川英子氏、日野自動車工業(株)総務部次長の小川はるみ氏、日野市長の馬場弘融氏の5人のパネラーにより、日野市の緑と水の将来について、様々な討議を行いました。

#### ●シンポジウムの模様



#### ●パネルディスカッションの概要

##### ◆みどりと水は「公共財」!

みどりと水の豊かな環境を持続的に享受していくためには、その代償を支払わなければならない。このことをしっかり認識して、みどりの基本計画を考えていく必要があります。(廣井)

##### ◆「宝モノ」の共通認識

日野市には、みどりや水に関する「宝モノ」がたくさんあります。その日野市のみどりと水の「宝モノ」を、市民みんなが共通の認識としてもつことが大切です。そのため今後「みどりと水のいいとこ百選」のようなものを市民参画で行ってはどうでしょうか。(栗原)

##### ◆高齢者の知恵や経験を活かして!

みどりの管理・運営という面において、高齢者の知恵や経験を活かすことのできる受け皿づくりを位置付けていくべきではないでしょうか。(中川)

##### ◆市民と行政の新しい関係づくり

これからは、なんでも行政が決めるというのではなく、市民同志が議論し、その中で一つの方向性が見えてきたときに、そこに行政がコーディネート役として加わるというおもしろい自治の形が考えられます。行政は一步後ろに下がって、市民が主役となって行政があ手伝いをしながらまちづくりを行っていきたいと考えています。(馬場)

##### ◆計画策定後の市民参画が重要!

計画づくりだけでなく、計画策定後も関わっていかなければ本当の意味で環境を守っていくことはできません。計画をつくった後も市民は大きな役割を担っています。そのための組織づくりを行う必要があるのではないかと 생각します。(中尾)

##### ◆環境教育の重要性

よりよい環境を作っていくためには、若い人たちの積極的な実践活動が必要となります。そのためには、環境教育が重要になってきます。環境教育を受けた人々は、実践的な活動に参加し、年輩の方々と会話をしながら継続的なまちづくりを行っていく、という一連の流れを作っていくことができるのではないかと 생각します。(小倉)

##### ◆(財)日野自動車グリーンファンドの活用

日野自動車としては、たとえ工場の敷地内の緑であっても、公共のものという考え方で守っていきたいと考えています。特に敷地内にある「日野台の緑」は、市の財産として守っていく義務があると考えています。

91年には自然環境保全を目的とした「(財)日野自動車グリーンファンド」を設立して、自然環境保全活動をしている市民団体に助成したり、啓発・広報活動を行ったりしてきました。このグリーンファンドをどんどん活用してもらって、さらに多くの活動を支援していきたいと思っています。(小川)

##### ◆「みどりと水」は限界分野ではない!

みどりや水に関する情勢というのは、余裕がなければ行わないといった限界分野ではありません。そして、みどりと水を日野市における都市の骨格として位置付けて欲しいと思います。

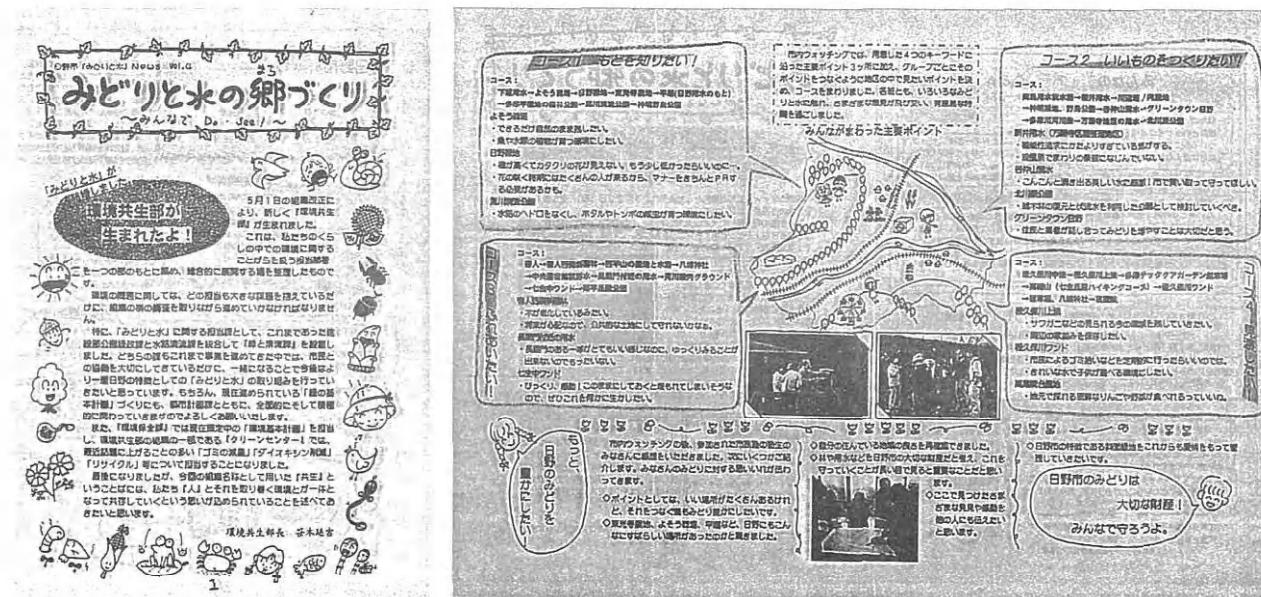
このためには、一部の人だけではなく、日野市のみどりと水の良いところを市民のみんなに知らせ、具体的にどのようにしたら大切にしていけるのかということをしっかりとと考え、足元から地道に固めていく必要があります。(廣井)

## VII. みどりの基本計画の策定体制と経過

### 2) ニュースの発行

「みどりと水の市民塾」の活動や、市制35周年記念シンポジウムなどの「みどりの基本計画」づくりに向けた情報を、多くの市民に提供するために平成9年（1997年）12月の創刊号から全部で7回発行しました。

#### ●ニュース



### 3) 広報の発行

「広報ひの」で、「みどりと水の市民塾」の設立に向けて参画者の募集や、「みどりと水の市民塾」の活動報告や「みどりの基本計画」の策定状況などについて3回掲載しました。

#### ●広報ひの（平成10年7月号）



### 3. みどりの基本計画の策定経過

策定委員会

みどりと水の市民塾

その他ニュース等

平成  
9年

12  
月

広報ひの  
私たちと一緒に日野市の『み  
どりと水』について考えてみ  
ませんか？

平成  
10年

1  
月

第1回市民塾  
みどりの基本計画と  
みどりと水の市民塾

2  
月

第2回市民塾  
みどりに関する知識の  
レベルアップの参画

ニュース Vol. 1  
第1回「みどりと水の市民塾」  
を開催－「みどりの基本計画」  
づくりはじまる－

3  
月

第3回市民塾  
みどりと水の市民塾で  
扱うみどり

ニュース Vol. 2  
大切にしたいみどり  
堂々1位は農地

4  
月

第4回市民塾  
日野市のみどりと  
水を診断しよう！

Vol. 3  
すてきなみどり、み～つけ  
た！  
－第3回「みどりと水の市民  
塾」市内ウォッチング報告－

日野市みどりのアンケート調  
査の実施  
緑化フェアにて

5  
月

第5回市民塾  
計画づくりへの第一歩  
第6回市民塾  
将来イメージに向けた課題解  
決の方法を探る  
(丘陵地・崖線の緑編)

Vol. 4  
「みどりと水」が結婚しまし  
た。環境共生部が生まれた  
よ！

6  
月

第7回市民塾  
将来イメージに向けた課題解  
決の方法を探る  
(丘陵地・崖線の緑編)

7  
月

第8回市民塾  
『河川・用水・湧水』と『都  
市農地』のみどりの解決の方  
法を探る  
第9回市民塾  
『公共施設』と『民間施設』  
の緑の解決の方法を探る

広報ひの  
日野市のみどりと水に関する  
総合計画を作成中です

平成  
10年

策定委員会

みどりと水の市民塾

その他ニュース等

8  
月

9  
月

10  
月

11  
月

12  
月

平成  
11年

1  
月

2  
月

3  
月

**第 10 回市民塾**  
『第 9 回市民塾までの成果』  
の確認と『地権者ヒアリング』に向  
けての質問』の抽出

**第 11 回市民塾**  
樹林地の地権者への質問

市制 35 周年記念シンポジウム  
みどりと水の郷づくりに向けて

**第 2 回策定委員会**  
・みどりの基本計画とは  
・日野市のみどりの特性と課  
題  
・地権者ヒアリングの結果

**第 12 回市民塾**  
農地の地権者への質問  
**第 13 回市民塾**  
『計画の骨子』の策定－行  
政・市民・企業・市民団体  
(NPO)の役割分担を考える

**第 14 回市民塾**  
みどりの保全・整備・創造へ  
向けての課題の整理と基本理  
念決定へ向けて踏まえるべき  
点

ニュース Vol. 5  
廣井敏男先生のお話  
～身近なみどりの大切さ～

**第 15・16 回市民塾**  
みどりの保全・整備・創造(緑  
化)計画の策定と緑化重点地  
区の設定

ニュース特集号  
「市制 35 周年記念シンポジウム  
みどりと水の郷づくりに向けて」の報告

**第 3 回策定委員会**  
・計画の骨子の都市農地につ  
いて  
・みどりの保全・整備・創造・  
育成計画の内容について

**第 17 回市民塾**  
～計画実現に向けた市民や市  
民塾のみどりの基本計画の関  
わり方について考える～

ニュース Vol. 6  
みどりと水の市民塾「みどり  
の基本計画」ができました

# 「みどりと水の市民塾」

～日野市の「緑の基本計画」づくりを始めます～

参加者  
募集

「みどりと水」は、いろいろな所で、私たちに大きな恵みを与えてくれます。自然の林、河川や公園、街路樹、農地などのみどり、用水路など水、また、身边にある生き物や庭先のみどりなども私たちの暮らしの中にもうおないと安らぎを与えてくれます。

日野市では、99年3月までに、「緑の基本計画」を策定します。「緑の基本計画」とは、みどりと水に関する総合的な計画のことです。

今回策定することになった「緑の基本計画」は、市民の皆さんにかかわりの深い、様々な「みどりと水」を対象としており、これから日野市での「みどりと水」をどのようにしていくのかを決める、私たちにとって大切な計画です。だから、「日野市のみどりと水」をどのようにするか?ということを市民の皆さんと一緒に考え、取り組ん

でいきたいと思っています。そこで、「日野市のみどりと水」をどのようにするのか?「考えるため」、「みどりと水の市民塾」を組織することになりました。

「みどりと水の市民塾」では、日野市になるようなアイデアを出し合って、楽しく実りある集まりにしたいと思っています。

いろいろな人の感性を大切にして、みどりと水のあれ

る日野市にしていきましょう。

難しい話は、市の職員や専門家がわかりやすく説明しま

すので、お子さんからお年寄りまで、気軽に応募してください。

一緒に日野市の「みどりと水」の将来について考えてみませんか?

(都市計画課)

**私たちと一緒に、日野市の「みどりと水」について考えませんか**

## 「みどりと水の市民塾」では、こんな人たちを募集します

★「みどりと水」について、いろいろなことを勉強したい!

～知識のレベルアップのために参加～

「みどりと水について、興味があるし、大切にしていきたい。そのためには、もっと詳しく勉強したい」という方

★みんなに私のアイデアを伝えたい!

～アイデアの参加～

「みどりと水のあふれる日野市をつくるために、私のとておきのアイデアや情報を皆さんに伝えたい」という方

★体を動かして、日野市の「みどりと水」の魅力を発見したい!

～日野市のみどりと水の魅力発見への参加～

「みんなで一緒に、日野市のみどりと水の良いところ、悪いところを見学して、日野市のみどりと水の将来を考えたい」という方

★考える楽しみも悩みも、みんなと共有したい!

～計画案づくりへの参加～

「いろいろな人が様々な考えを持つ中で、最終的にどんなみどりと水のあふれる日野市をつくりたい」という方

★私たちの手で、「みどりと水」のあふれる日野市をつくりたい!

～将来に向けて、施策づくりへの参加～

「みどりと水のあふれる日野市にするためには、「一体私たちに何ができるのか。どんな方法があるのか」ということをみんなで考えたい」という方

**「みどりと水の市民塾」では、こんな事を考えます**

三つの考え方

- ① 日野市の「みどりと水」の大切にしたいところを考えましょう  
日野市の「みどりと水」の魅力ある場所を、あなたは知っていますか?
- ② 私たちのできることを語り合いましょう  
私たちの手で、どんなことができるでしょうか?
- ③ 将来の「みどりと水」の日野市について考えましょう  
みどりと水のあふれる日野市は、どんなふうになるのでしょうか?

市民の皆さんと市の職員が一緒にになって、楽しく、「みどりと水」のあふれる日野市をつくりましょう!

## 問合せ先

都市計画課

内線  
305

## 応募方法

「みどりと水の市民塾」は、1月から99年1月までの間に、15回程度の開催を予定しています。

▷ 定員=30人(予定)

▷ 応募方法=12月26日(金)(必着)までにハガキまたは、

FAXで。

住所、氏名、年齢、電話番号、一言コメント、第1回市民塾に出席できない方はその旨を記入し、日野市役所都市計画課(〒191神明1の12の1 FAX583-4483)へ

※申込多数の場合は抽選。結果はハガキでお知らせします。なお、参加される方に対し、謝礼はありません

第1回市民塾は、次のとおりです。

▷ 日時=1月17日(土)午後1時30分~4時  
(受け付けは午後1時から)

▷ 会場=市役所5階505会議室

## 【用語の説明】

あ

ISO14000 s (アイ・エス・オー14000 シリーズ)  
国際標準化機構の略。特に ISO14000 s は環境マネジメントシステム・環境監査等の規格として定められています。

### 歩いていける範囲の公園整備率

建設省が上記の住区基幹公園の整備水準を表すためにつくられた指標です。なお、国では平成 12 年度末の目標として 65% を掲げています。

歩いていける範囲の公園整備率は、住区基幹公園の各分類ごと 1 箇所当たりの標準面積に対する平均面積の水準と、公園の配置標準(人口 1 万人に対し街区公園 4 箇所、近隣公園 1 箇所、地区公園 0.25 箇所)に対する街区公園、近隣公園、地区公園の箇所数の割合を掛け合わせたものの平均として算出されます。

### 運動公園

都市公園に含まれる公園で、主に市民が運動することを目的に利用される公園です。

### エコミュージアム

子どもたちが生き物や自然の植生などとふれあい自然を学ぶことのできる自然ふれあい体験のための中核施設を意味します。

### 延焼遮断帯

震災や火災等により延焼拡大する市街地大火を阻止する帶状の不燃空間で、道路や河川、公園などが延焼遮断帯として機能することが期待されています。

### オープンスペース

公園や広場、河川、農地など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空地を総称して指します。

か

### 街区公園

都市公園のなかで最も身近な公園として位置づけられています。

### 崖線樹林地

日野台地と浅川や多摩川周辺の低地との境界にある崖の樹林地のことです。

### 環境緑化基金

日野市環境緑化基金条例に基づき、市内の緑化推進及び緑地保全のために積み立て、その経費に充てるものです。

### 近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地で、近郊整備地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化の恐れが大きい地域において指定することとなっています。

### 近隣公園

街区公園に次いで身近な都市公園に位置づけられ、幼児から高齢者まで全ての年齢層に利用される公園です。また、コミュニティ形成の役割を担う公園としても位置づけられます。

### グリーンオアシス緊急整備事業

災害に対する市街地の安全性を特に確保すべき地域において、低未利用地の買収と多様な緑地の整備を行うために実施する事業です。

### 建築協定

住宅地の居住環境等を維持増進するために、土地所有者や借地権者などが自主的に建築物の用途や形態などに関して基準をつくり合意するものです。

### 広域公園

ひとつの市町村の区域を超える広域のレクリエ

ーション需要に対応することを目的とした都市公園です。

#### 公共施設緑地

都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を有する緑地で、行政が設置している児童遊園や運動場など緑地の総称です。

#### 工場立地法

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようするために定められた法律で、特に、敷地面積に対して 25%以上の環境施設面積を確保することが決められています。

さ

#### 施設緑地

都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地などの総称です。

#### 自然公園

自然公園法に基づくもので、日野市では都立多摩丘陵自然公園が指定されています。

#### 市民緑地制度

都市緑地保全法に基づき、みどりの保全を推進するため、土地所有者からの申し出により市や緑地管理機構が当該土地の所有者と市民緑地契約を締結して一定期間住民が利用できるようにするための制度です。

#### 住区基幹公園

身近な公園として位置づけられる街区公園、近隣公園、地区公園の総称です。

#### 生産緑地地区

生産緑地法にもとづき、農林業と調和した良好な都市の形成を図るものとして、500 m<sup>2</sup>以上の市街化区域内にある農地を対象に市が都市計画に定める地域地区です。

#### 生産緑地法

市街化区域内において、良好な都市環境を形成するため公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果がある農地等を保全するための法律です。

#### 生分解性

土壤の微生物によって分解される物質を意味します。

#### 総合公園

主に市民の休息やスポーツなどの総合的な利用を目的とした都市公園です。

た

#### 宅地化農地

市街化区域内にある農地のうち、生産緑地地区に指定されていない農地です。

#### 地域制緑地

緑地保全地区や自然公園区域などのみどりの保全を目的に国や都、市が指定する緑地の総称です。

#### 地域ルネッサンス公園

緑の歴史・文化地区保全整備事業により、整備される公園です。

#### 地区計画

都市計画法に基づき、良好な市街地の環境を将来にわたり守るため、建物の用途や形態、敷地面積などを市が定める制度です。

#### 地区公園

住区基幹公園のうち最も大きな公園で、徒歩距離圏内における運動や休養等のレクリエーションのために設けられる公園です。

## 登録樹林・登録樹木制度

日野市みどりの保護育成に関する要綱に基づき、樹林・樹木の所有者に対して、維持・管理費用の一部を補助し、樹木を保全していく制度です。

## 都市基幹公園

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象とした公園で、総合公園と運動公園により構成される。

## 都市計画法

都市の良好な発展と秩序ある整備を図るための土地利用や都市施設等の整備に関する法律です。特に、みどりの保全手法としては都市計画緑地などがあります。

## 都市公園

都市公園法に基づき設置される公園で、街区公園や近隣公園などの住区基幹公園、総合公園をはじめとする都市基幹公園、その他特殊公園や都市緑地、緑道、広域公園などの総称です。

## 都市緑地

都市公園法に基づく都市公園の一つの種別で、都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる樹林地を主体とした緑地です。

## 都市緑地保全法

都市における緑地の保全や緑化の推進を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

## トラスト

無秩序な開発や都市化の波から自然環境や歴史的環境の破壊を防ぐため、住民から寄付を募って土地を買い取り、保全していくこうとする運動です。

## （は

## ビオトープ

生物を意味するB i oと場所を意味するT o p eとを合成したドイツ語で、多様な生物が生息できる環境(場所)を意味します。

## 日野市環境保全に関する条例

市民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに快適環境の創造に寄与することを目的に制定された条例です。

## 風致公園

都市公園のうち特殊公園に含まれる公園で良好な水辺地や自然的な樹林地、歴史的に意義のある土地などを一体的に取り込んだ公園です。

## （ほうが 萌芽更新

雑木林は、15年～20年に1回根元から切り倒し、薪や炭、シイタケのほど木などに利用してきました。切り株からは、新しい芽がのびて雑木林となり、15年～20年でまた切ることをくりかえします。この方法を萌芽更新といい、これにより、雑木林の形態は今日まで残っています。

## （ま

## 民間施設緑地

社寺境内地や遊園地、市民緑地など公共によらず民間により設置している緑地の総称です。

## （ら

## 緑道

都市公園のうち、災害時の避難路や市街地における都市生活の安全性・快適性の確保などを図ることを目的とし、植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地です。

## 緑地

緑地体系図参照（P 81）

## 緑地協定

都市緑地保全法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者などが全員合意により、あるいは開発事業者が市街地の良好な環境を確保・形成するために結ぶ協定です。

## 緑地信託制度

日野市緑地信託等に関する条例に基づく制度で、樹林地で良好な自然的環境を形成している緑地を保全する制度です。地権者は、市と土地管理の契約を結ぶことにより、年2回の除草や樹木の選定、伐採等の作業を行ってもらうことができます。加えて、固定資産税と都市計画税の減免も受けられます。

## 緑地保全地域

東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、良好な樹林地や水辺地などを保全するために指定するものです。

## 緑被率

区域面積に対する樹木樹林被覆地、草地、農地の占める面積の割合です。

## 緑地保全地区

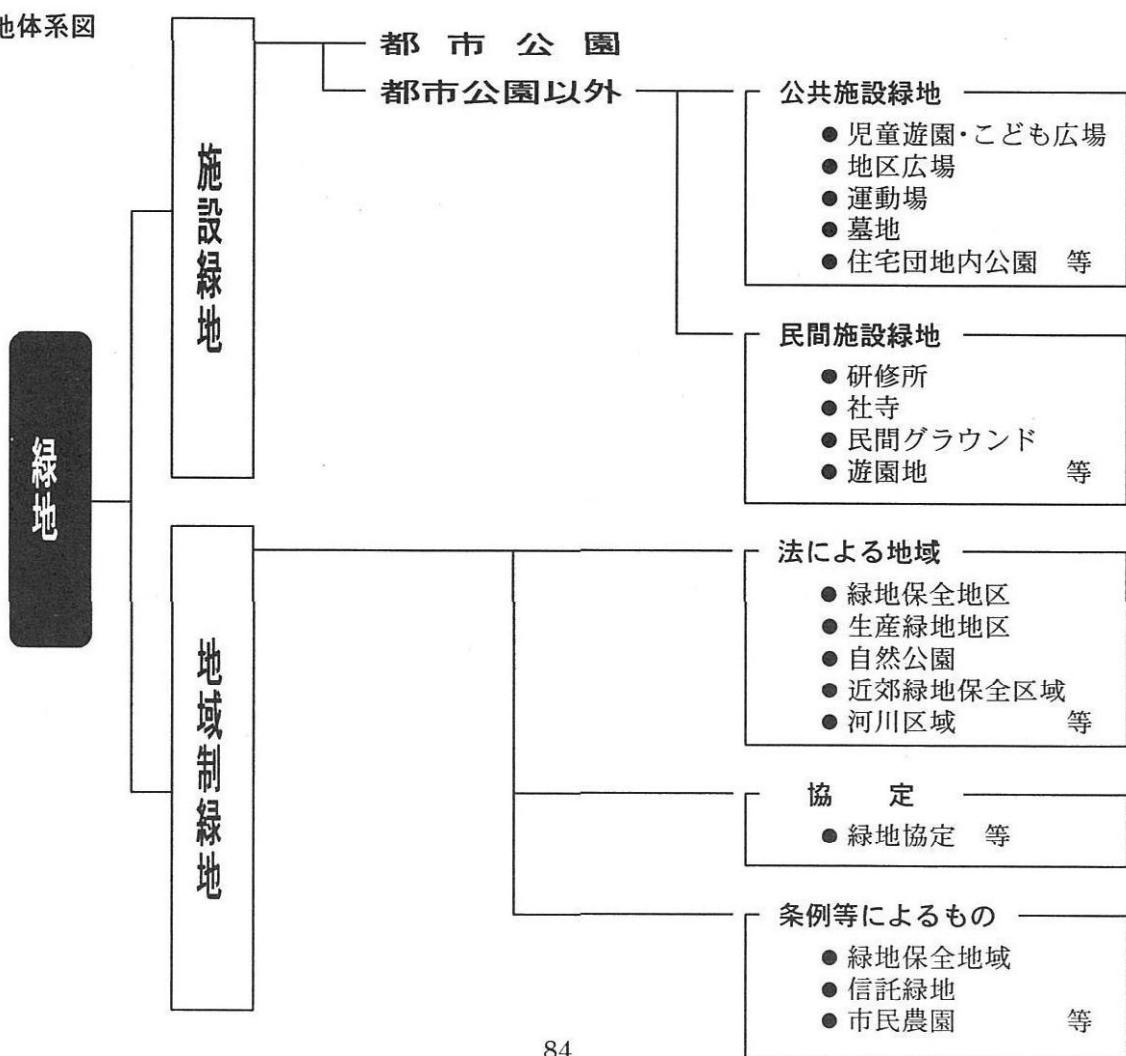
都市緑地保全法に基づき都市計画区域内の緑地のうち風致または景観が優れているなど一定の要件に該当する良好な自然環境を形成している緑地について、それを保全するため指定するものです。

## わ

## ワンド

蛇行した川の流れが、洪水時や水勢によって渾が池のように広がり、本流とつながっている静水域のことです。

※緑地体系図

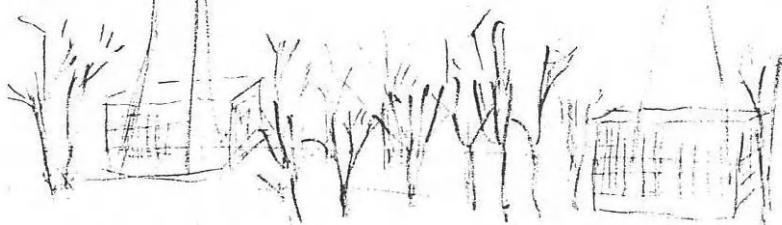


## みどりと木の市民塾生イラスト集 (その5)

⑤ 地上化公園と高層林地をつなげ、高石規の下に林地を創造する。  
(二重の森を建てることは、2377m<sup>2</sup> 現在木庭、林地、駐車場と刀、2~3。

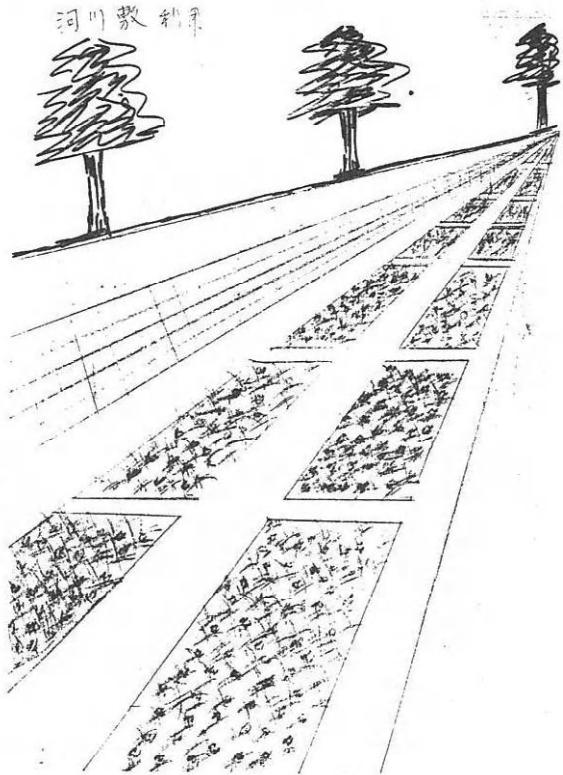
旭山へ平山の  
高石規以下

歩道を抜けくらいながら、併用道路へ  
歩く。子供の遊び場ではいい(?)



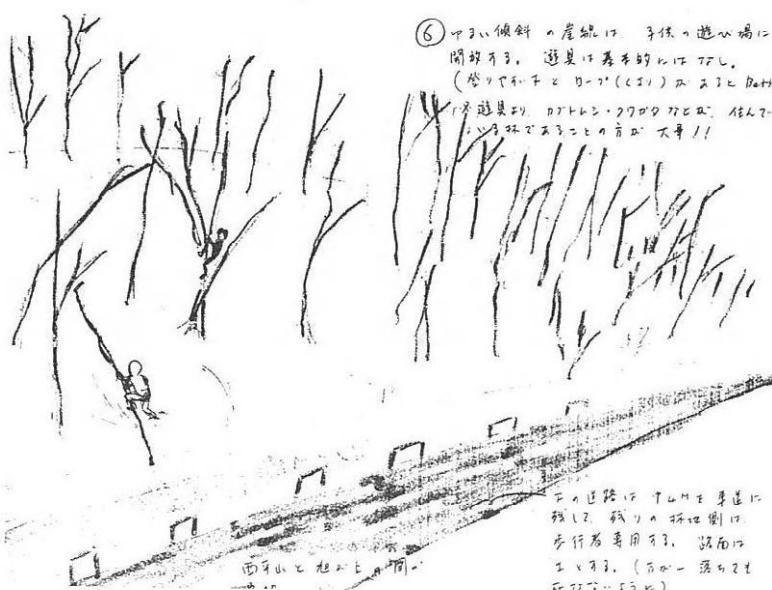
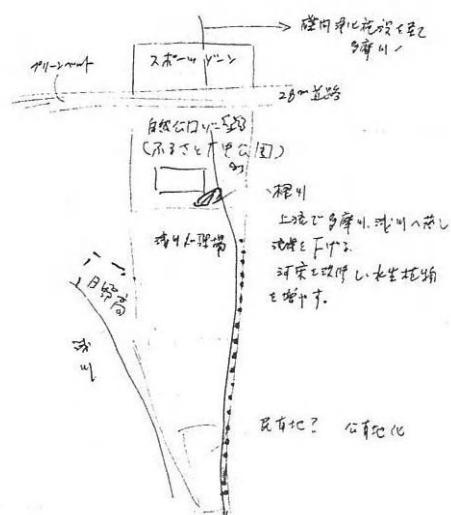
⑦ 住宅専用地区など、太田の生活圏  
(歩道を緑地跡にせり、緑道兼用とする)。

パリーアーを考慮し歩道基に高さ  
差を設けない。緑化区域への接続  
は歩道が中心化は課題  
歩道の植栽を歩道化歩道  
導入の場合は歩道の  
位置



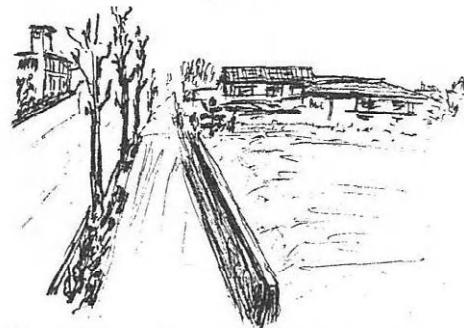
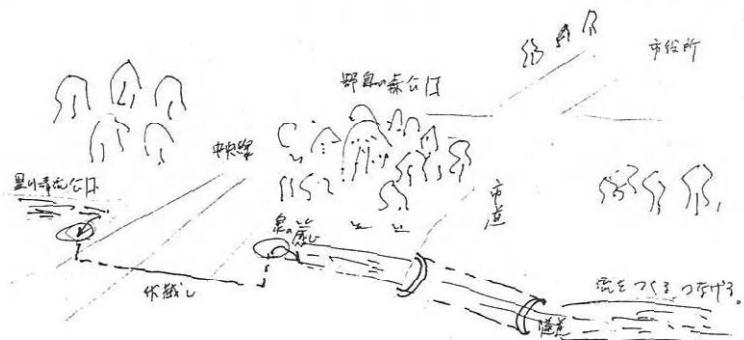
### 桜川、土川原地区の重点绿化

- ・公共施設や集中市街地。公共施設の緑化。(特に桜川本郷端)
- ・桜川、土川原、多摩川右岸部の壁面みどり化
- ・土川原公園と府中森谷口のまちは33%。
- ・桜川下流域の多自然化



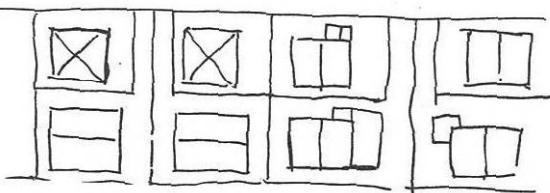
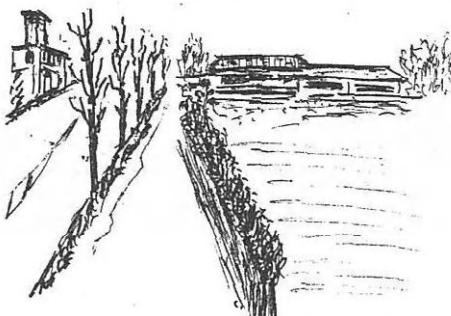
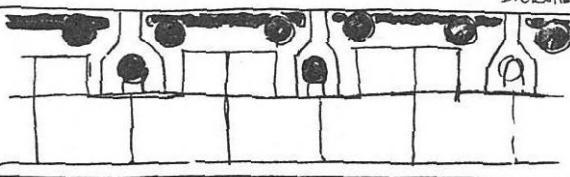
下の道路は7~8mを車道に残す。残りの部分を斜面。歩行者専用道。路面は土です。(左側一箇所だけ砂利)

みどりと水の市民塾生イラスト集 (その6)



野島緑公園以下に清流をつなげます。

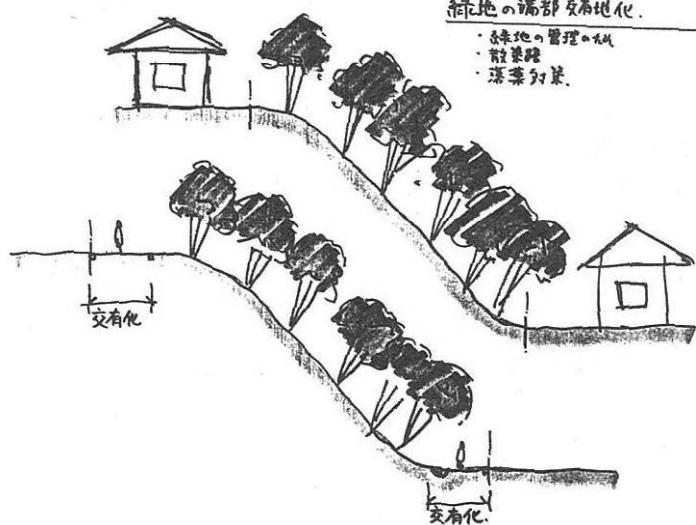
戸建住宅によるミニ開発 → 集合住宅化により空地も増やす。  
土地を賃借地権も一宗。



耕地の端部交有地化。

- ・耕地の管理の方法
- ・散策路
- ・灌漑対策

東北の奥地 蔭続



## ～みどりの基本計画に関わった人たち～

青木 青島 阿部  
安西 飯田 池内 石坂  
伊藤 内川 大木(国) 太木(達)  
岡 岡本 小川 小倉 落合 片岡  
金子 鎌田 岸野 北原 栗原 小菅 児玉 小林  
金剛寺 佐伯 佐々木 佐藤 椎名 驚見  
関口 荘司 高田 津田 中尾 長倉  
中川 根岸 根津 花輪 馬場  
原島 久田 廣井 藤田 星野  
牧 松村 真野 横田  
吉田 山本



以上のメンバーの協働により、  
日野市みどりの基本計画が策定されました。  
一人ひとりの日野市のみどりに対する  
『思い』と『決意』が、この計画には込められています。

---

### 日野市 みどりの基本計画 ～水音と土の香りがするまち ひの～

発行日：平成13年6月

● 発 行 ●

日野市 まちづくり推進部 都市計画課

住 所：〒191-8686 日野市神明 1-12-1

電 話：042-585-1111（代）

R 100  
古紙配合率100%  
白色度75%再生紙を使用しています